

林業労働力の確保の促進に関する基本計画(変更)の概要

(計画期間:令和2年度から令和6年度)

島根県農林水産部林業課

1. 林業における経営及び雇用の動向に関する事項

原木生産量の増加等に伴い林業就業者数は増加傾向にあり、平均年齢も 46 歳と全国平均(52 歳)に比べても若返りが進んでいる。

林業就業者の確保が困難となる中、県では平成 30 年、林業事業者が労働条件や就労環境の改善等を図り、林業の魅力を上させる「島根林業魅力向上プログラム」を創設した。

島根県立農林大学校林業科では、技術力の高い林業技術者を養成しており、令和元年度卒業生 9 人に対し、林業事業者からの求人は 51 人(5.7 倍)と引き合いが強くなっている。

2. 林業労働力の確保の促進に関する方針

(1) 基本目標

将来ビジョンとして令和 12 年の原木生産量を 80 万 m³ に定め、計画期間である令和6年の原木生産量の目標を 71.4 万 m³ とする。

この原木増産と伐採後の適切な再造林を円滑に実現するため、新規林業就業者の確保と林業事業者の魅力向上等を通じて、林業就業者を現状の 953 人から令和6年には 1,072 人に増加させる。

(2) 新規林業就業者の確保

農林大学校(林業科)の機能強化や高校生への林業教育の充実、県内だけでなく県外の若者を対象とした勧誘活動の強化などにより、新規林業就業者数を現状の 70 人から 80 人以上に増加させる。

(3) 林業就業者の定着強化

林業事業者が自ら行う労働条件・就労環境の改善などを促進する「島根林業魅力向上プログラム」の充実と、林業就業者の意欲喚起や昇級・昇任等のキャリアアップの指標となる「しまね林業士制度」の推進により、新規就業者の5年定着率を現状の 60%から 70%以上に増加させる。

3. 事業主が一体的に行う労働環境の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を促進するための措置に関する事項、並びに新たに林業に就業しようとする者の林業技術の習得その他の就業の円滑化のための措置に関する事項

(1) 新規林業就業者の確保

- ①高校生への林業教育の充実
- ②新規就業者を確保するための支援・メリット措置の強化
- ③林業事業者による取組の強化
- ④林業労働力確保支援センターによる対策

(2) 林業就業者の定着強化

- ①労働条件・就労環境の改善
- ②林業事業者の経営体質の強化
- ③農林大学校林業科による中核的な人材の育成
- ④新規就業者の早期技術習得の促進
- ⑤林業就業者のキャリアアップ推進と技術向上